

E メール配信 (Mon 14/03/2022 08:43)

JCCI 会員各位

新型コロナウイルスに関する情報を下記、ご案内いたします。

①“RESUMING OUR TRANSITION TO RESILIENCE”について
3月11日、MOHは、延期していた Safe Management Measures (SMMs)の簡素化などについて発表しました。

<主なポイント>

・感染者数、入院者数等は減少しているが、医療従事者の負担は依然として大きいため、検査で陽性となった場合には、プロトコル1、プロトコル2に従って、自己隔離を行うこととなる。

・3月15日から、SMMsを下記5点に絞り実施する。詳細は AnnexA の通り。

- a. グループのサイズ
- b. マスク着用
- c. 職場での要件
- d. 安全な距離
- e. (イベント等の) 人数制限

(AnnexA : [https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-a-\(2\)fdde171cd2e5423580eaa19b7986a2ac.pdf](https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-a-(2)fdde171cd2e5423580eaa19b7986a2ac.pdf))

- a. グループのサイズ

- 引き続き、Social Gathering は5人まで認められる。
- 1世帯あたりの訪問者数の上限を、1日5人から1回5人に変更する。

- b. マスク着用

- 引き続き、マスクの着用はデフォルトとして求められる。

- c. 職場での要件

- 引き続き、在宅勤務が可能な従業員のうち、50%までの人数であれば、職場で勤務することができる。

- 職場での Social Gathering に係るルールと一般における Social Gathering のルールと統一する。(5名までであれば実施することができる。)

- d. 安全な距離

- マスク着用時には、個人間、またはグループ間の Safe Distancing は推奨されるが、義務ではなくなる。

- マスクを外す場合には、1メートルの Safe Distancing が求められる。

e. (イベント等の) 人数制限

- イベントの規模は、会場の収容人数に応じて設定される。ビジネスイベントや結婚式等に課していた規模の制限やゾーニングの制限（1 区画毎に課された人数制限）などが撤廃される。
- 参加者が 1000 人以下のイベントには、人数制限は課されない。
- 参加者が 1000 人を超えるイベントは、定員の 50%に参加人数を制限する必要がある。

- ・ 3 月 15 日以降、ワクチン未接種の 12 歳以下の子どもは、同一世帯の人と一緒にではなくても各施設への入場や各種活動への参加が認められる。
- ・ 3 月 15 日以降、指定のスポーツ施設において、30 人までのスポーツ活動が許可される。
- ・ 3 月 15 日以降、移民労働者に課されていた SMMs を一般の SMMs と統一する。
- ・ 3 月 15 日以降、ワクチン接種を終えた移民労働者は、平日は 1 万 5000 人、土日祝日は 3 万人まで、1 回につき 8 時間まで地域社会を訪問することができるようになる。
- ・ 3 月 14 日から、一般の接種者に加え、12 歳から 17 歳のブースター接種の対象者は、ワクチン接種から 270 日間だけ完全接種者とみなされ、それ以降は、ブースター接種が必要とされる。
- ・ 3 月 14 日 23 時 59 分以降に入国する VTLs 利用者及びカテゴリー I の国からの渡航者は入国後、“監督者のいる ART” (supervised self-swab ART) に代わり、“自己 ART” (self-swab ART) が求められる。

3 月 14 日 23 時 59 分以降の渡航規制は AnnexC の通り。

(AnnexC : <https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-cff9b1b4b572c45c8b979138ca5ca456d.pdf>)

本内容（原文）につきましては、下記 MOH のウェブサイトをご確認ください。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/resuming-our-transition-to-resilience>

以上

<本件担当> JCCI 事務局（担当：清水） E-mail: info@jcci.org.sg

Facebook にて情報発信中！ like! us on JCCI

Facebook (<https://m.facebook.com/JCCI.Singapore>)